「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の随害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 利、武装反乱その他でれらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※ 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。	(同)けんから自殺行為、犯罪行為 (回)財人が自殺行為、犯罪行為 (回)解疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ (国) 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ (国) ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳 登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、 スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動 車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運 動中のケガ *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対 象となります。
疾病死亡	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了 後72時間を経過するまでに師の治療を受け、旅行終 了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4により、旅行 終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 *3旅行終了後に発病した病気については、原因が 旅行中に発生したものに限ります。 *4感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感 染症・三類感染症・四類感染症をいいます。*5 *5 被保険者(保険の対象となる方)が死亡された 時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気・歯科疾病・ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病(による死亡

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。 ※ケガや疾気を被ったとき配て存在していた身体の隠害または疾気の影響によって、ケガや疾気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用	■治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合*1 ③海外旅行門に感染した特定の感染症*2により、旅行終了日からその合きめて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa.b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となります。た、次のa.bの費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、被保険者の対象となる方)が診療機関に直接支払ったで関係の対象となる方)が診療機関に直接支払っても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者となれい部分 *1 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 *2 感染症の予防及び感染症の思者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。*3 *3 被保険者(保険の対象となる方)が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。 *3 被保険者(保険の対象となる方)が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。 *3 被保険者(保険の対象となる方)が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	■治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念とというに、のでについては、会のについては、会のにのいる。、のでについては、会のは、下記のの一③、⑥、⑦については、会の場合は事故の日から、病気の場合はり、一般では、なる大きなでは、ないできません。 「医師・病院にのように、なるなど、大きなでは、ないできません。「というないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	P.1に記載の①~④、⑥に加え、たとえば・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故・妊娠、担産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用・歯科疾病・海外旅行開始前よたは終了後に発生したケガ・海外旅行開始前に発病した病気・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の随事または病気の影響によって、ケガや病気の程序が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

•	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用	■救援費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*1続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に発亡された場合 ①海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始した。依行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公り機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事度となります。また、次のa. bの費用が対しいの対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、との対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、との対象となる方)が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、との対象となる方)が診療機関に直接支払っことが必要となる方)が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。また、海外においても同様保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。また、海外においても同様保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。また、名の制度により、となる方)が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。また、名の計算により、名の計算により、名の対象となる方)が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。また、名の計算により、名の対象をとなる方)が診療機関に直接支払うるといるなる方といるなるを見なるでは、またないまなる方とないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	■教援費用部分 ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または 被保険者(保険の対象となる方)の親族*2の方が 実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認め られる金額 ①捜索救助費用 ②敦援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救 援者3名分まで) ③敦援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救 援者1名につき14日分まで) ④教援者の窓前手続費、現地での諸雑費(合計で20 万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担 することを予定していた金額、治療費用部分で支 払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで) *2 6親等内の血族、配偶者*3または3親等内の姻 族をいいます。 *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上婚姻別係と同 あるが婚姻関係と異ならない程度の実質をすべ であるが婚姻関係と異ならない程度の実質をすべ であるす婚姻の居出を自己とが書面等により確認できる場合に 限ります。)。 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っている こと *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を 将来にわたり継続する意思をいいます(婚約と は異なります。)。	P.2に記載のとおり

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合*1次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害	損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、賠償責任保 険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を 承認する場合は、い。 ※ 損害の必要・方は拡大を防止する ためにご相談ください。 ※ 損害の必要・力はた訴訟費を を対してきる場合は、の。 が設定を引います。 ※ 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合でり現をする等 が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	P.1に記載の③④に加え、たとえば、 ・ ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意 職務遂行に関する(仕事上の胎情責任 ・ 所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・ 所至機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・ 料度・4に対する賠償責任 ・ *2 ヨット、水上オートパイはお支払いの対象となります。 ・ *3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルブ場の乗用カート・レッキー財で使用中のスノーモービル等は安立が対象となります。 ・ *4 も観等内の血族、配偶者*5または3親等内の加族をいます。 ・ *4 も観等内の血族、配偶者*5または3親等内の加族をいます。 ・ *5 婚姻の周出をしていないが事実上観察内の地族をいます。 ・ 5 婚姻の周出をしていないが事実上観ります。(以下の要件をすべて満たすとか書面等により推開を対理性法を送ていると ・ 後の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により乗間を対関係を将来につたり継続する意思をしいます(婚約とは異なります。)。
携行品損害	海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *7携行品とは? *8揆発者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカンス・カバン、衣類等の身の回り品・器を心います。現金・小切手・グレジットカード・ブリベイトカード・電子マネー・商品券・定期券・養益・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・記書・大中、毎日の記録によるません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施段の分(一戸住宅の場合はを保険者(保険の対象となる方)が居住している下室内、はある間および別返品を含まれません。「ご注意」 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(携行品1個、1組または1対あたり10 万円を限度とした) 損害額 * 9 ※ 乗事券等は合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故につ いて5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じ て携行品損害保険金額が30万円型の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた 手荷物の不斷による損害に対する限度額は保険 期間を通じて30万円となる場合があります。 援害の発生または拡大を防止するため に必要・有益な費用等に対しても保険 金をお支払いできる場合があります。	P.1に記載の①~⑥に加え、たとえば、 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じ た事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如ま たは自然の消耗、さび、変色、虫食い 携行品の置き忘れまたは紛失*12 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登は 人、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダ イビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に 生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支煙をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置。空港 等の安全施認験者での愛い破壊はお支払いの対象となります。) *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

- *8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
- *9 損害額とは?

・損害が生じた携行品の時価額*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については 再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の 経路および等級の範囲内で保険事故の後に被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。

- *10時価額とは、再取得価額*11から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
- *11保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。